

平成28年11月9日

「第114回消費者相談担当者講習会-特商法書面特別講座-」開催のご案内

特商法で交付が義務付けられている契約書面等は、事業者にとって重要なアイテムの一つです。書面不交付や重要事項の記入漏れ、虚偽記載のある書面を交付した場合は罰則の適用対象となります。とくに連鎖販売取引の書面は、特定利益や特定負担の内容とともに解約事項など、ビジネスの全容が読み手に分かり易く記載されていることが重視されています。本講座では、特商法の第4条及び第5条、第37条の書面に係る規定を解説し、日頃悩まれている課題の解決に向け事例研究を行います。また、本講座では、受講のお申込みをいただいた方から事前にご質問をお受けしますので、事務局までお寄せください。

記

日 時：平成28年12月20日（火）

- | | |
|---------|--|
| 10時30分～ | 受付開始 |
| 10時50分～ | ガイダンス |
| 11時00分～ | <講座①>
「特商法第4条・第5条（訪問販売における書面の交付）」
a.規定の趣旨、重要記載事項、交付の時期、罰則等の概説、書面作成上の注意事項、割販法との関係 等（60分） |
| 12時00分～ | 昼食／休憩（昼食は各自おとりください） |
| 13時00分～ | b.事例研究（グループ討議、発表、質疑応答）（80分） |
| 14時20分～ | 休憩／10分
-----講座①の方はここで終了----- |
| 14時30分～ | <講座②>
「特商法第37条書面（連鎖販売取引における書面の交付）」
a.規定の趣旨、重要記載事項、交付の時期、罰則等の概説、書面作成上の注意事項、割販法との関係 等（60分） |
| 15時30分～ | 休憩／10分 |
| 15時40分～ | b.事例研究（グループ討議、発表、質疑応答）（80分） |
| 17時00分 | 終了 |

講 師：高芝法律事務所 弁護士 高芝利仁 氏

定 員：25名

場 所：ホテルウイングインターナショナルプレミアム東京四谷 2階

(住 所) 東京都新宿区四谷3-14-1 (電話) 03-3356-2111

(最寄駅) 丸ノ内線「四谷三丁目駅」2番出口より徒歩1分

<http://www.hotelwing.co.jp/yotsuya/access.html>

参加費：会 員 講座①・②いずれか一方 7,000円(税込)

〃 講座①・②の両方 10,000円(税込)

非会員 講座①・②のいずれか一方 10,000円(税込)

〃 講座①・②の両方 13,000円(税込)

申込用紙を受理後、お申込者あてに請求書をお送りしますので、指定口座(請求書に記載)に12月14日迄にお振込みください。

お申込: 下記の申込用紙に必要事項をご記入の上FAXにて12月9日までに当協会宛にお申込みください。

公益社団法人日本訪問販売協会 事務局

TEL: 03(3357)6531 FAX: 03(3357)6585

第114回消費者相談担当者講習会 参加申込用紙

該当する方に○印を付けてください。(会員・非会員)

企業・団体名

ご住所

参加者氏名 所属部署 ※(講座①・講座②)

参加者氏名 所属部署 ※(講座①・講座②)

参加者氏名 所属部署 ※(講座①・講座②)

申込代表者氏名 所属部署

TEL FAX

※必ず受講希望の講座番号に○印を付けてください。

注) 上記の個人情報は本セミナーの受付連絡で使用します。必要事項をご記入の上、本紙をそのままFAX(03-3357-6585)してください。